

豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市と姉妹都市協定を結ぶサンマテオ市に親善使節を派遣することにより、国際的視野に立つ青少年の育成を図るとともに、豊中市及びサンマテオ市の両市市民の相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 サンマテオ市に派遣する親善使節の名称は、豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節（以下「親善使節」という）とする。

(任命等)

第3条 親善使節は、豊中・サンマテオ姉妹都市協会（以下、「協会」という。）が主催する豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節選考会（以下、「選考会」という。）において、豊中市長賞及び、豊中・サンマテオ姉妹都市協会会長賞の受賞者で、豊中・サンマテオ姉妹都市協会が定める親善使節派遣事業への参加について同意した者2人を会長が任命するものとする。ただし、その者に辞退・事故等があった場合はその限りではない。

2 選考会の実施については、協会の会長（以下、「会長」という。）が別に定める選考会開催要領によるものとする。

(任期)

第4条 親善使節の任期は、前条の選考会が実施された年度の翌年度4月1日から1年間とする。

(任務)

第5条 親善使節は、豊中市とサンマテオ市の相互理解と友好親善のために実施される次の交流事業等に参加し、両市の友好の促進に努めることとする。

- (1) 親善使節として訪問したサンマテオ市で、同市姉妹都市協会等が実施する交流事業
- (2) サンマテオ市からの親善使節を迎えて実施される協会主催の交流事業
- (3) その他、両市の市民団体等が企画実施するさまざまな交流事業

(経費負担)

第6条 協会は、親善使節がサンマテオ市を訪問するために要する経費のうち、渡航費及び海外旅行傷害保険料のみを負担することとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(その他)

第7条 この要綱に定めることのほか、親善使節の活動に必要なことは、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 9 月 7 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 10 月 20 日から施行する。